

○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成十六年総務省告示第六百九十五号）の一部改正案新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改 正 案 現 行
 (傍線部分は改正部分)

(従業者及び委託先の監督)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 電気通信事業者は、前項の場合は、個人情報を適正に取り扱うと認められる者を選定し、
 委託契約において、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件（再委託を許すかどうか並びに再委託を許す場合は再委託先の選定及び再委託先の監督に関する事項等）、委託契約終了時の個人情報の取扱い、契約内容が遵守されなかつた場合の措置その他の個人情報を扱いに関する事項について適正に定めるものとする。

5 (略)

(位置情報)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 電気通信事業者は、第4条の規定にかかわらず、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得するものとする。

4 (略)

(従業者及び委託先の監督)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 電気通信事業者は、前項の場合は、個人情報を適正に取り扱うと認められる者を選定し、
 委託契約において、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件（再委託を許すかどうか並びに再委託を許す場合は再委託先の選定及び再委託先の監督に関する事項等）その他の個人情報を取扱いに関する事項について適正に定めるものとする。

5 (略)

(位置情報)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 電気通信事業者は、第4条の規定にかかわらず、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができるときであつて、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得するものとする。

4 (略)